個人住民税特別徴収の推進について

概　要

個人住民税の特別徴収は、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、納入いただく制度です。

納税者個人へのメリットも多く、道及び町では当制度のさらなる推進に向け取り組んでいます。

納税者個人のメリット

・納期が12回（12か月）となるので、1回あたりに納める額の負担が軽減されます（普通徴収の場合は年4回の納期）。

・納税者個人が金融機関などへ出向く必要がなく、また、事務的な作業のほとんどが町と勤務先の事業者で行われるため、納税者個人の負担が軽減されます。

・年度途中で退職した場合でも、次のような選択が可能です。

《退職した翌月以降の残った税額分について》

(1)退職金や給与から一括で納める

(2)普通徴収（納付書、口座引落）で納める（1月1日以降に退職の場合は、原則(1)の方法で納めることとなります。）

事業者の具体的な手続き

①給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに、従業員が居住する市町村へ提出することになっています（この提出時に「普通徴収」という区分で提出されない場合には、原則次年度は特別徴収で行うものとして受理します）。

②特別徴収税額決定通知

提出いただいた給与支払報告書や個人が行った確定申告などを基に、町で計算した年税額と月割額をお知らせします。6月の給与から特別徴収を開始します（所得税の源泉徴収と異なり、住民税は町で税額計算し事業者へ通知します）。

③納期限は、特別徴収をした月の翌月10日です。

④その他の手続き

《年度途中に退職、休職者があった場合》

指定の様式により異動届を提出します。提出された届出書に基づき、町で特別徴収税額を更正し、事業者へ通知します。

《年度途中に新規採用者などで新たに特別徴収を開始したい場合》

指定の様式により異動届（開始届）を提出します。提出された届出書に基づき、町で特別徴収税額を決定し、事業者へ通知します。

【問合先】
役場税務係（☎76-8011）

11月9日は「119番の日」

119番の通報は、落ち着いて正確に！

消防では、住民の皆さんに消防業務の理解を深め、防火・防災意識を高めていただくことを目的に、毎年11月9日を「119番の日」と定めています。

119番は、火災・救急・救助などで一刻を争う緊急のときに使用する電話です。5つのポイントに注意し、落ち着いて、正確に通報しましょう。

119番通報　5つのポイント

①**火事**と**救急**の区別をはっきりと
②住所や氏名は**正しく・詳しく**伝える
③**「何が（だれが）どうしたか」**を正確にわかりやすく伝える
④通報者の氏名、電話番号を明らかにする
⑤通報後は**現場の近く**で安全な場所にいる（再確認する場合があるため）

●携帯電話からの119番通報について

ここ数年増加している携帯電話などからの119番通報では、通報地点とは異なる近隣地域の消防本部につながることがあります。

この場合は、通報地点を管轄する消防へ転送されますが、通報内容について再確認する場合があります。

通報のときは、現在地及び通報電話番号を正確に伝えるとともに、通報後はしばらくの間、携帯電話などの電源を切らないようにしてください。

病院照会

南空知消防組合長沼支署
☎88-2819　※24時間受付

救急医療情報案内センター
☎0120-20-8699
☎011-221-8699（携帯電話から）
https://www.qq.pref.hokkaido.jp

令和3年9月30日現在
▼火災件数　6件
▼救急件数　357件

【問合先】南空知消防組合長沼支署（☎88-2819）

火山災害への備え

北海道には、北方領土の11火山を含む31の活火山があります。活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山のことを指します。

火山は温泉や美しい景色など、多くの恵みを与えてくれますが、その一方で、噴火が起こると火山周辺では大きな噴石や火砕流などによる甚大な被害が発生することがあります。また、火山から遠い場所であっても、風によって流された火山灰が農作物や交通機関、電力や水道設備などに影響を及ぼすことがあります。

気象庁ホームページでは、火山活動に異常が認められ、被害が発生するような噴火が予想された場合に発表する「噴火警報」などの火山情報や、被害が予想される地域や避難方法、火山の特徴などを解説した地元自治体作成の「火山防災マップ」などを掲載しています。

火山の近くに出かける際は、その火山に関する情報をインターネットやスマートフォンなどで入手し、火山の特徴や活動状況をあらかじめ確認するとともに、登山する際は、事前にヘルメットやゴーグルなどの装備品の準備を行いましょう。

大きな噴石の例（浅間山）
引用：気象庁ホームページ

気象庁
「火山登山者向けの情報提供ページ」

【問合先】札幌管区気象台
地域火山監視・警報センター
（☎011-611-2421）

こんにちは！
消費生活相談室です

深刻な事態にも！ 強引な自宅の買い取りに注意！！

ご相談は南空知消費生活相談室へ

【独立行政法人国民生活センター事例より】

要介護認定を受け一人暮らしをしている。不動産業者から「住宅について有利な話がある」と電話があり訪問を承諾した。すぐに営業員二人が訪ねて来て、「自宅マンションを1,000万円で買い取る。その後は家賃13万円で住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と言われた。一人では決められないと断ったが「早く決めないと売れなくなる」と急かされ、夜11時ごろまで勧誘され、契約書にサインしてしまった。解約したい。

（80歳代女性）

【消費者へのアドバイス】

●**消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。**契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。
●「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されることもありますが、良い話だけではありません。不動産取引は複雑です。信頼できる人に相談するなどし、一人で対応せず、取引の内容を理解するまで契約してはいけません。
●安易に自宅を売却してしまうと、住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ、訪問を許さず、「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。
●困ったときは、すぐに最寄りの消費生活センターなどにご相談ください（消費者ホットライン「188」）。

【問合先】南空知消費生活相談室（☎0123-72-3581）